改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた 秋田県建築士サポートセンターのご案内【窓口延長】

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月1日から、旧4号建築物の特例が廃止され、また、原則全ての建築物の省エネ基準適合が義務化されます。国土交通省では改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を整備いたしました。

秋田県においては、令和6年11月から(一財)秋田県建築住宅センターに「秋田県建築士サポートセンター」を開設しております。

建築士サポートセンターの概要

【サポート対象・内容】

◇対象とする建築物:原則、現4号建築物のうち**新2号建築物**に該当するもの

- ・ 2階建て以下かつ延べ面積 300 ㎡以下(平屋かつ 200 ㎡以下を除く)の建築物
- ・構造計算を行わず、仕様規定のみで構造安全性の確認を行うもの
- ① 確認申請図書の作成サポート
- ② 省エネ適判申請図書の作成サポート
 - 例)建築確認申請書類一式に係る添付図書の有無や記載事項の確認等 壁量計算等や省エネ計算等に係る算定方法の確認等

※上記のサポートとは、基準への適合性確認のために必要な図書の作成について助言するものです。 ※サポート対応時間:最長 60 分/件

【サポートの申込】

「建築士サポート」申込書(裏面)を持参、メールまたは FAX で事務局あてに提出してください。 その後、サポート日時等を調整の上、決定いたします。

【期間】 令和6年11月5日(火)から

令和8年1月30日(金)まで

予約受付時間 9:30~17:00 (土日祭日を除く)

【会場】 アトリオンビル会議室、㈱北日本建築検査機構またはWFB

【費用】 無料



秋田県建築士サポートセンター 事務局

〒010-0001 秋田県秋田市中通二丁目3番8号 アトリオンビル5階

(一財) 秋田県建築住宅センター内

TEL: 090-2276-4101 FAX: 018-836-7852

E-mail: info@akic.or.ip

「秋田県建築士サポート」申込書

令和 年 月 日

秋田県建築士サポートセンター 行

申込者氏名		勤務先		
連絡先電話※		連絡先FAX		
連絡先E−mail				
希望する サポート内容	□確認申請図書の作成(壁量計算) □確認申請図書の作成(省エネ仕様基準適合) □建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)申請図書の作成 □その他(()
図面等の申請 図書の有無	□あり □なし	希望する 相談形態 □対	面 □WEB	
確認申請の提出 先(予定)	□特定行政庁(県・市) □秋田県建築住宅センター □北日本建築検査機構 □その他			
その他質問等が ありましたら 記入ください				

※申込内容について確認を行う場合がありますので日中連絡可能な電話番号をご記入ください。 ※口にし印をお付けください。

<申込書送付先>

秋田県建築士サポートセンター

〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号 アトリオンビル5階

(一財) 秋田県建築住宅センター内

電 話: 090-2276-4101 FAX: 018-836-7852

E-mail: info@akjc.or.jp